

駐車場利用に係る契約更新および公募方法の変更について (重要なお知らせ)

平素は、当駐車場の管理運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当駐車場におきましては、近年の利用需要の増加に伴い、現在約 20 名の待機者が発生している状況にあります。こうした状況を踏まえ、多くの皆様に公平な利用機会を提供するため、令和 8 年 4 月 1 日以降の契約につきまして、下記のとおり公募および更新の方法を変更することいたしました。

現在ご利用中の皆様には、急激な生活環境の変化が生じないよう配慮しつつ、将来的な公平性を確保するための措置となります。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更の概要

令和 8 年度の募集について、以下の手順で利用者を決定いたします。

【第 1 段階：既存利用者様向け「更新申込期間」】

- ・現在ご利用中の方を対象に、優先的に契約更新の申し込みを受け付けます。
- ・この期間に手続きを完了された方は、継続して区画をご利用いただけます。
- ・更新の申し込みは、現在ご利用いただいている台数が上限となります。

【第 2 段階：新規希望者様向け「一般公募期間」】

- ・更新手続き終了後に生じた「空き区画」について、新規利用希望者を含めた一般公募を行います。
- ・抽選等により、公平に利用者を決定いたします。

2. 【重要】更新による申込みの適用期間について

現在の待機者がおられる状況を鑑み、限られたスペースをより多くの方に公平にご利用いただくため、優先更新による申込みの適用期間に上限を設けます。

更新申込適用基準日：令和8年4月1日（またはそれ以降の使用開始日）

更新申込適用期間：上記日付から起算して最長2年間

<期間経過後の取扱い>

2年間の上限期間を経過した後は、「更新枠（優先権）」の対象外となります。引き続き利用を希望される場合は、「一般公募」にお申し込みいただき、新規希望者様と同等の条件（抽選等）で再選考となります。

(例) 令和8年4月1日に更新された場合、令和10年3月31日まで優先的に継続利用が可能ですが、令和10年4月以降の利用分については、一般公募での抽選等にご参加いただくことになります。

以上

御代田町企画財政課 財政係
担当 萩原・谷口
TEL 0267-32-3112（直通）